

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

第二部 経営労務と労使関係

II 経営労務の動向

4 高年齢層の労務管理

定年制・勤務延長・再雇用

1に示されたように、企業にとって従業員の高齢化対策は、当面および中期的な重要課題である。

労働省雇用管理調査(八八年一月一日現在)は、定年制および退職管理を包括的に調査しているので概観する。この調査によると、ほとんどの企業が一律定年制をもっているが、その五八・八%が六〇歳以上の定年である。この比率は最近二～三年微増しているにすぎないが、予定のものまでふくめると七六・七%となり、法定の六〇歳以上定年が支配的となるはずである。また、この比率はおおむね大規模企業ほど高く、五〇〇〇人以上規模の企業で八二・八%であるのにたいして、一〇〇～二九九人の規模の企業では五五・五%である。

定年制を定めている企業の多く(七三・五%)が、勤務延長制度、再雇用制度をもっている。これらの制度は、従来は定年延長に代わる役割ももっていたわけであるが、六〇歳以上定年をベースとして、付加しておこなわれるのもかなりみられるようになった。すなわち、一律定年六〇歳以上の企業(五八・八%)で勤務延長、再雇用制度のある企業は、その五〇・一%となっている。規模別には、小さい方が制度のある企業の割合が高くなっており、六〇歳以上定年制の普及率とは逆になっている。これは従来からみられた、中小企業が高齢者雇用の受け皿となっている実態と関連している。勤務延長制度、再雇用制度の対象となる者は、「会社がとくに必要と認める者」が約半数であるのにたいして、「原則として希望者全員」とする企業は勤務延長制度の場合三一・一%、再雇用制度の場合二二・三%であり、企業側のつごうが優先している。両制度については、四割程度の企業で最高雇用年齢を定めているが、六〇歳以上定年の場合六五歳とすることが多い。

勤務延長制度、再雇用制度により、仕事や処遇がどのようになるか、「変わらない」の比率をみると、以下のとおりである。役職(勤務延長制度四四・二%、再雇用制度一八・四%)、資格(四五・七%、二〇・六%)、仕事の内容(七一・〇%、六〇・〇%)、基準内賃金(四二・一%、一五・八%)、週所定労働時間(八一・九%、七六・八%)。すなわち、仕事内容、労働時間はあまり変わらないが、処遇面が低下する傾向にあり、とくに再雇用制でそれがいちじるしいということである。

定年前後のサービス

定年到達予定者にたいする措置としては再就職のための相談や斡旋をそれぞれ定年を定めている企業の五～六%がおこなっているのがおもなものである。しかし、五〇〇〇人以上の大企業についてみると、関連会社その他への再就職を斡旋するもの三五・八%、再就職のための相談制度をとっているもの一八・八%、退職後の生活設計のための相談研修制度をとっているもの三三・九%、などとなっており、かなりの企業が定年到達予定者に配慮している。

企業年金は、全体で約半数の企業が採用しており、大企業で採用率が高い。これらの年金の支給は、定年と同時に始められることが多い。六〇歳定年につづく勤務延長で約三分の一の企業が、再雇用の場合四割の企業が、企業年金を支払う制度となっている。在職老齢年金を受給している労働者のいる企業は三一・九%である。勤務延長中の者より再雇用の者が賃金が低いと推測され、在職老齢年金の受給者も再雇用の者のなかで比率が高い。

中高年齢層にたいする人事管理について、大企業を中心に新たな対応を迫られている。賃金については次項でふれるが、この調査でも、「定年まで年功昇進を維持する」とする企業はほとんどなく、他方、中高年社員の出向・転籍を推進し、選択定年制を採用・充実し、管理者定年制の採用・充実をめざす企業が少なくない(それぞれ三分の一～二分の一の企業)。

## 退職前の賃金カーブ

企業の定年制は六〇歳が主流となってきたが、定年延長と関連し、旧定年年齢またはそれ以前から定期昇給を抑制する傾向が顕著となってきた。労働省の「賃金労働時間制度等総合調査」(八七年末)によると、定期昇給制度のある企業のうち、一定年齢以降昇給額を逡減する企業が四三・一%、一定年齢以降昇給を停止する企業が三三・九%となっている(重複をふくむ)。これらの措置をとりはじめる平均年齢は五一・一歳および五五・四歳となっている。大企業でこれらの措置をとるものの割合が高い。

以上は、個別企業の高年齢層に関する昇給基準線の反映であるが、調査によると、定年を六〇歳と定めている企業について中高年齢以降の基本給の昇給基準線が変化する企業の割合は五二・六%(うち一〇〇〇人以上規模で八四・九%)である。また規模の大きいほどきびしい抑制措置をとっているものの割合が高い。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---